

放射線・医療機器管理委員会規程

令和8年6月21日制定

（はじめに）

診療放射線技師は、放射線利用施設における適正な放射線管理、医療施設における医療被ばくの低減、および放射線事故等の緊急被ばくから国民の安全を確保するために常に努力していかなければならない。また、医療施設における放射線関連医療機器（以下、「医療機器」という。）の特性を理解し、その安全かつ適切な利用のために性能維持と安全確保を通じて、良質かつ安全な医療を提供しなければならない。

一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）においても、道民の医療・福祉に貢献するために当法人定款第4条に基づき、放射線管理・医療機器管理の実践および会員への技術指導、ならびに被ばく相談手法の啓発等を目的に、この規程を定める。

（総 則）

第1条 当法人の目的遂行のため、当法人に「放射線・医療機器管理委員会」（以下、「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は、当法人の名称を冠し随時開催する。

（役員及び選任）

第2条 本委員会には次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名
- (4) アドバイザー 若干名
- (5) 事務局担当理事 1名

2 役員は、理事会の同意を得て放射線管理および医療機器管理に精通した会員の中から当法人会長が委嘱する。役員に欠員が生じた場合も同様とする。

3 委員長は互選にて選出しなければならない。

（役員の職務）

第3条 委員長は本委員会を代表し、その運営を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

（任 期）

第4条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員補充により役員に任命された者の任期は前任者の残任期間とする。

（守秘義務）

第5条 役員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。役員でなくなった場合も同様とする。

(委員会の権限)

第6条 本委員会は、次の事項について提言および助言を行う。

- (1) 道民に対する放射線および医療機器の安全利用に関する知識の普及および啓発に関する事業
- (2) 放射線の障害防止、管理技術および医療機器の安全管理技術の指導普及に関する事業
- (3) 医療被ばく低減および医療機器等の安全管理に向けた調査研究に関する事業
- (4) 医療被ばく相談手法の構築やスキルアップ、啓発等、道民に対する医療被ばく相談業務の資質向上に関する事業
- (5) 原子力災害および緊急被ばく発生時の対応態勢整備に関する事業
- (6) 会員、放射線管理士および放射線機器管理士に対する教育訓練の実施
- (7) 放射線管理士および放射線機器管理士資格取得の推進
- (8) その他各号の事業を達成するために必要な事業

(会議)

第7条 会議は委員長が招集する。

附 則 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。

2 この規程に定めなき事項については、当法人の諸規程に準ずるものとする。

3 この規程は令和8年6月21日より施行する